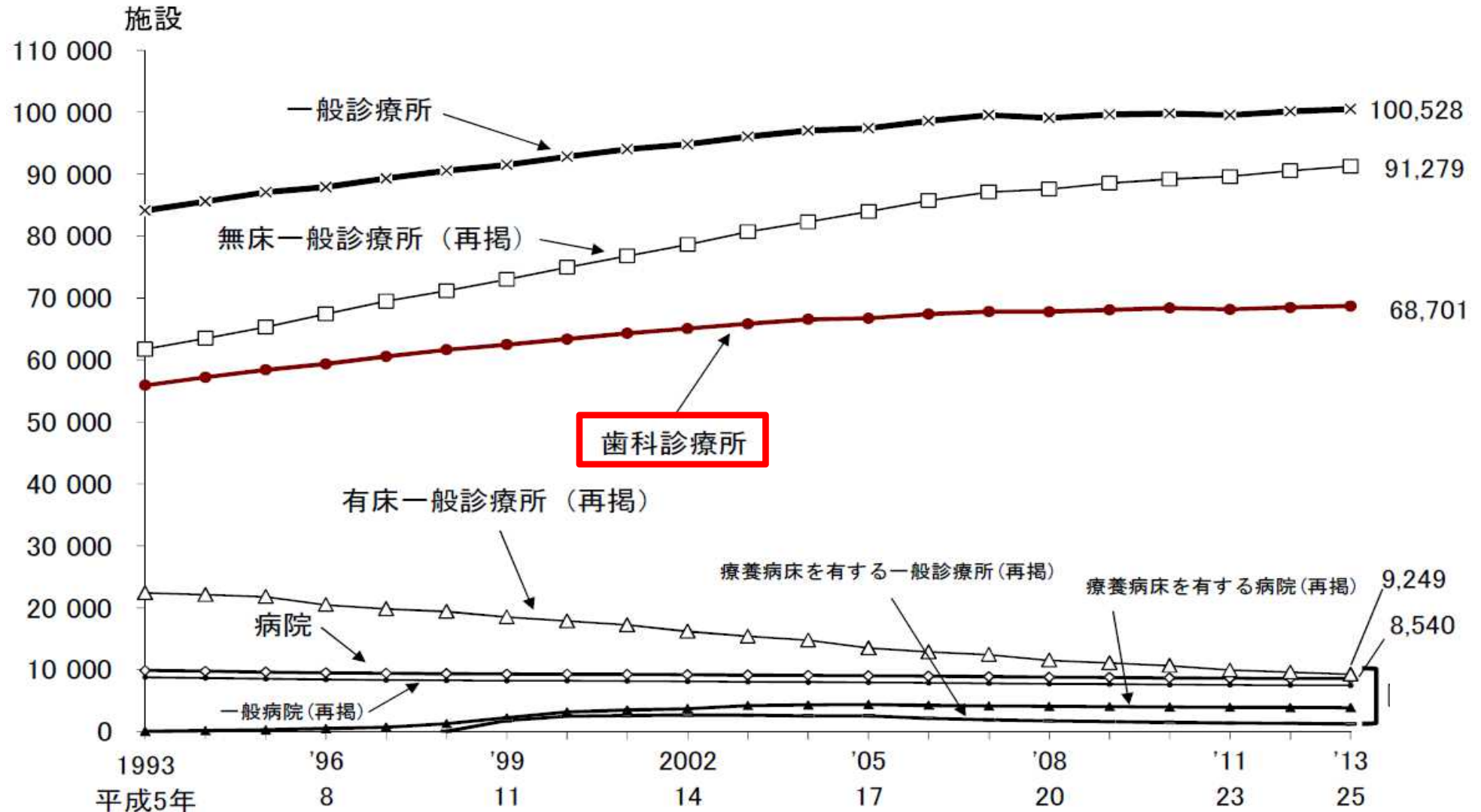


歯科医療の専門性をとりまく現状について

医療施設数（歯科診療所）の年次推移

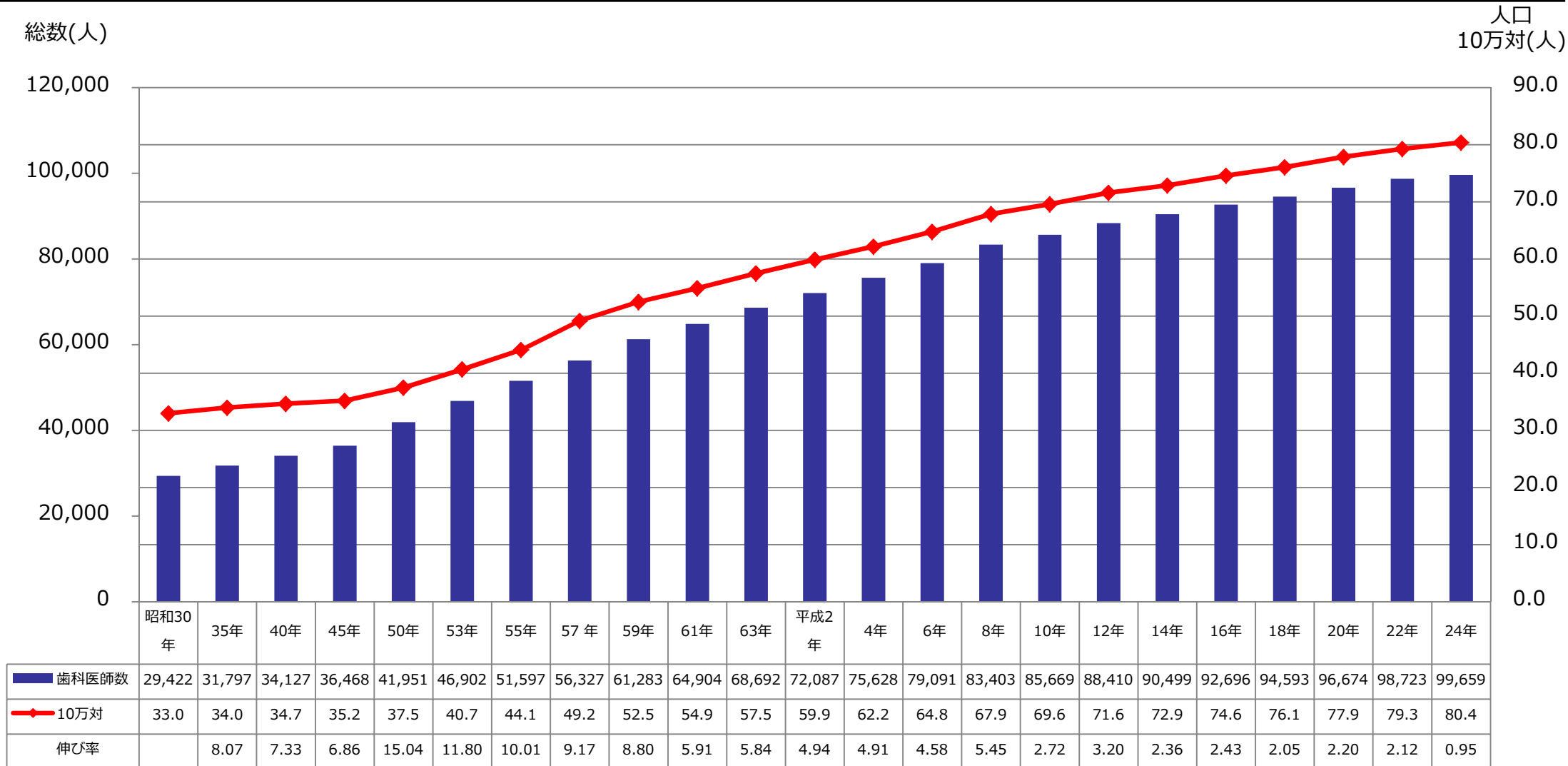
歯科診療所の施設数は52,216施設（平成2年）から68,384施設（平成22年）と20年間で増加しているが、近年の平成23年医療施設調査では廃止・休止の歯科診療所が開設・再開を上回り228施設減少した。平成24、25年は増加しており、**平成25年は68,701施設（対前年：318施設増）**である。



(出典：医療施設調査)

歯科医師数（医療施設従事者数）の年次推移

- ◎平成24年の**歯科医師総数は102,551人**、そのうち**医療施設従事者数は99,659人**
- ◎人口10万対歯科医師数は、S45：**35.2人**→S53：**40.7人**→H4：**62.2人**→H14：**72.9人**→H24：**80.4人**と増加
- ◎医療施設に従事する歯科医師の伸び率（平成22年→平成24年）は、**0.95%**とやや鈍化



（出典：医師・歯科医師・薬剤師調査）

歯科医師需給問題に対する対応

歯科医師数の養成数の削減等に関する確認書（平成18年8月31日 文部科学大臣 厚生労働大臣）
 歯科医師については、以下のとおり、養成数の削減等に一層取り組む。

- （1）歯学部定員については、各大学に対して更に一層の定員減を要請する。
- （2）歯科医師国家試験の合格基準を引き上げる。



厚生労働省の対応（主として国家試験）

- 歯科医師国家試験については、新規参入歯科医師の質を確保する観点から見直し
- ・平成22年2月～：平成19年歯科医師国家試験改善検討部会報告書を踏まえ、新しい出題基準・合格基準を運用
- ・平成26年2月～：平成24年歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書を踏まえ、新しい出題基準及び合格基準の運用開始

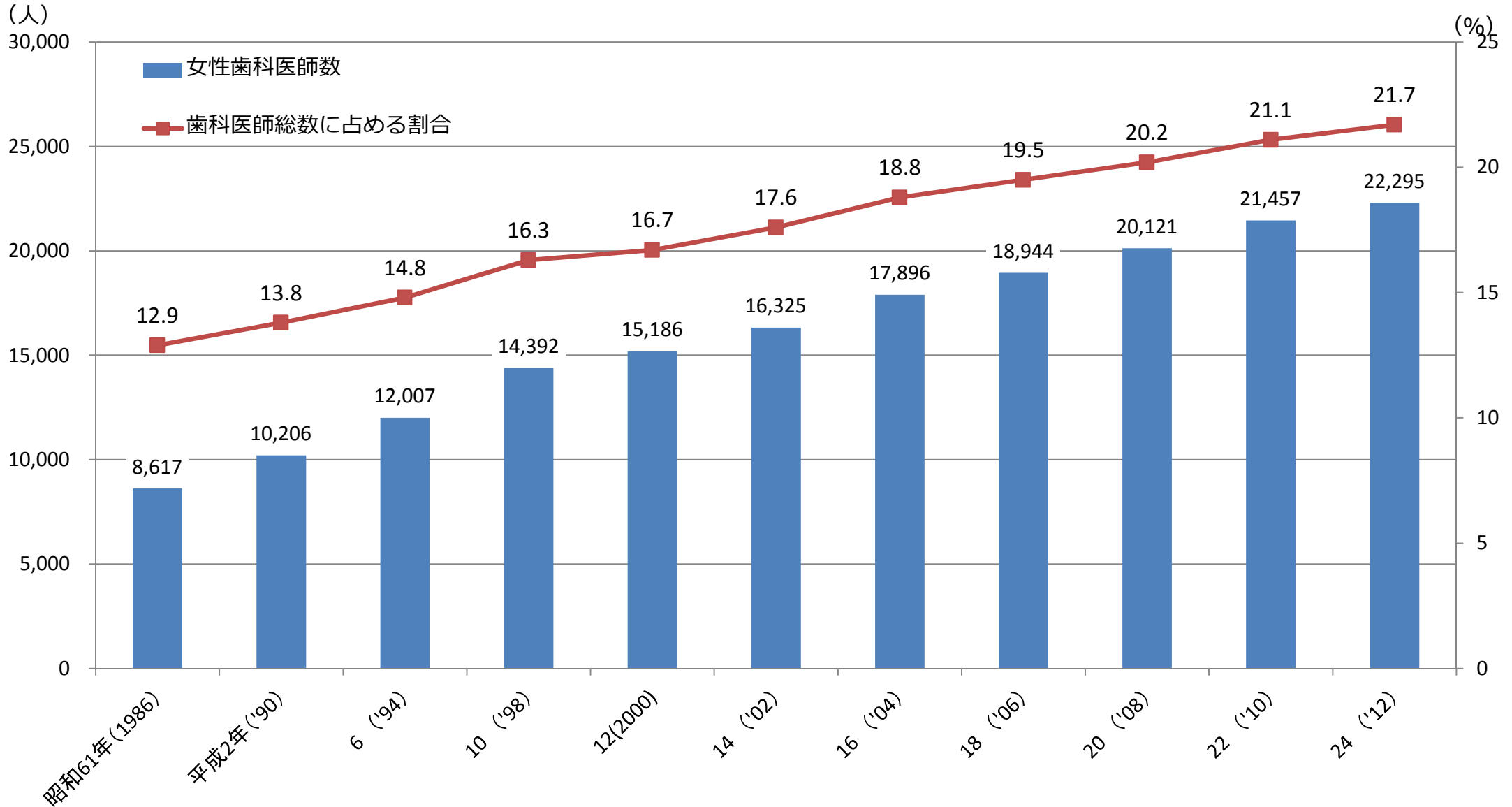
実施年	受験者数 (新卒者数)	合格者数 (率)	新卒合格者数 (率)	既卒合格者数 (率)
H26	3,200 (2,241)	2,025 (63.3%)	1,642 (73.3%)	383 (39.9%)
H25	3,321 (2,373)	2,366 (71.2%)	1,907 (80.4%)	459 (48.4%)
H24	3,326 (2,311)	2,364 (71.1%)	1,882 (81.4%)	482 (47.5%)

文部科学省の対応（主として入学定員）

- 歯学部入学定員については、
 優れた入学者の確保の観点から、定員削減を要請
- ・平成21年1月末：「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の第1次報告において、
 歯科医師として活躍し得るなどの将来性を考え、
以下の大学については入学定員の見直しを検討
 するよう提言
 - ①入学の選抜機能が低下し優れた入学者の確保が困難な大学
 - ②歯科医師国家試験合格率の低迷する大学
 - ③学生に対する臨床実習に必要な患者数の確保が困難な大学
 - ④留年（修業年限超過）の学生の多い大学 など
- ・平成23年5月、平成24年12月：2度のフォローアップ結果とりまとめ
- ・平成26年2月：「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」【提言・要望】
- ・平成26年度：**歯学部入学定員は2,460人**（平成18年度比△207人）

女性歯科医師数の推移

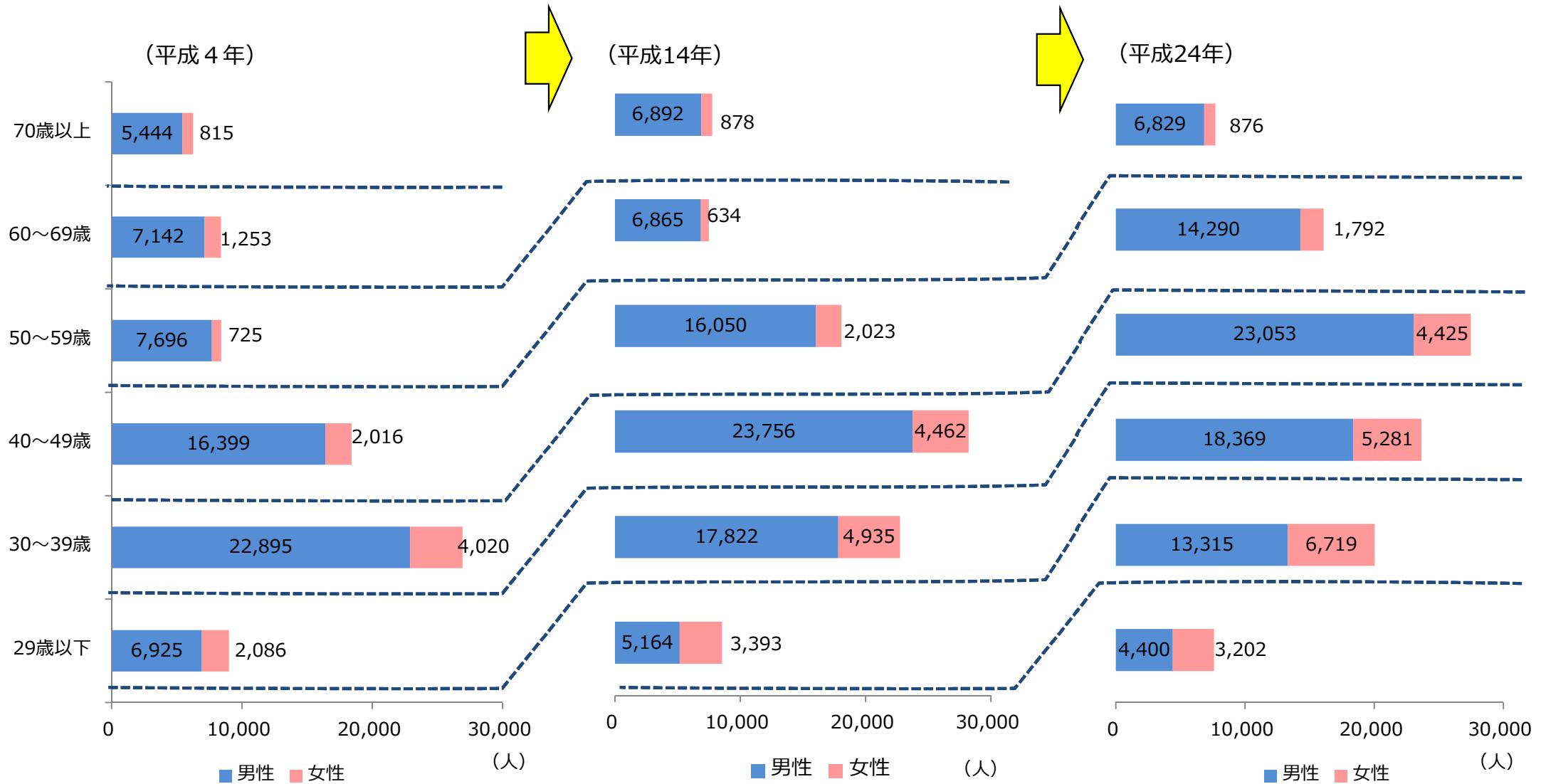
平成20年末で**女性歯科医師の割合が2割を超え**、以降増加傾向となっている。



(出典：医師・歯科医師・薬剤師調査)

年齢階級別の歯科医師数の推移

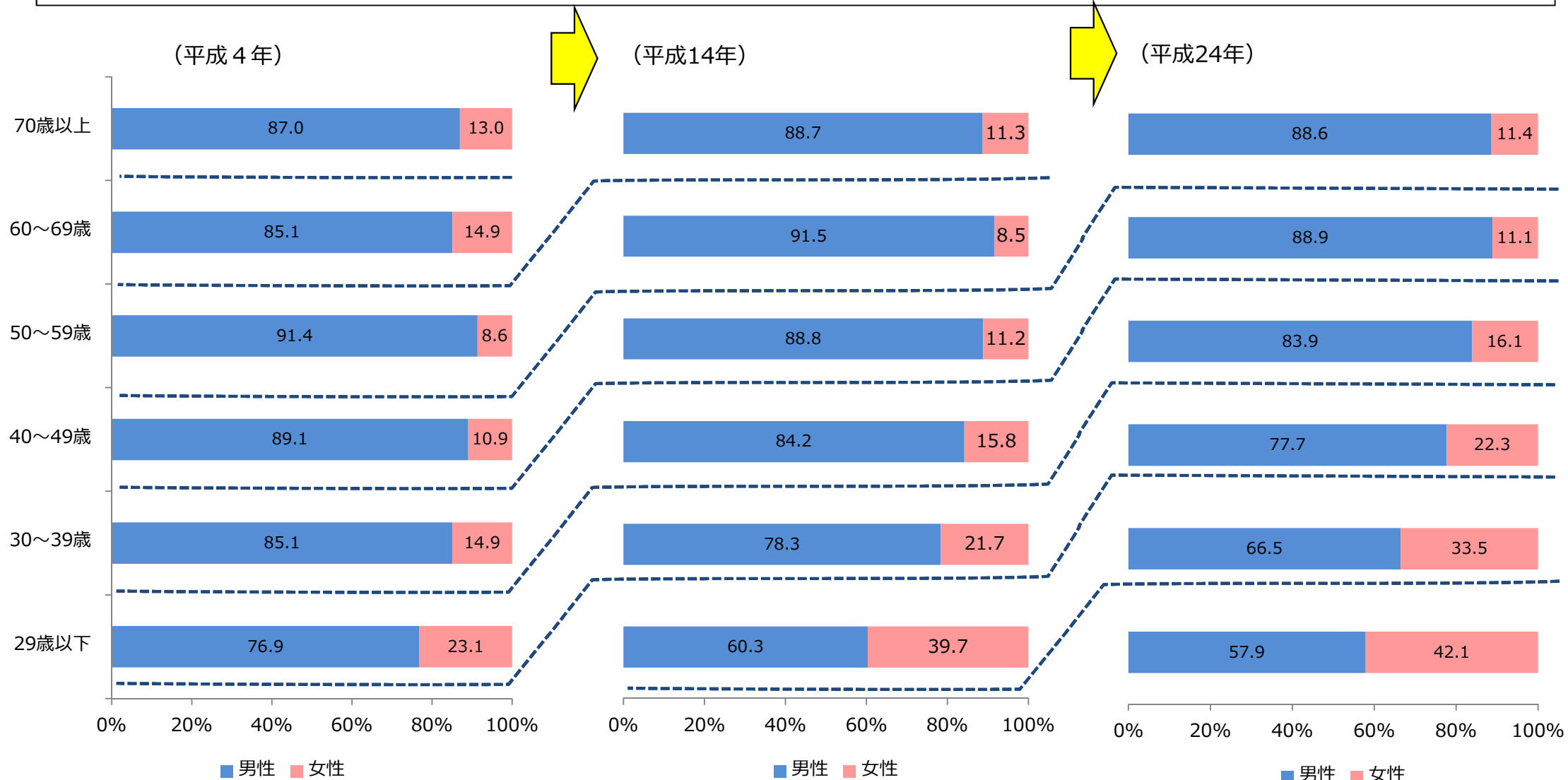
49歳以下の年齢階級で歯科医師数は減少。



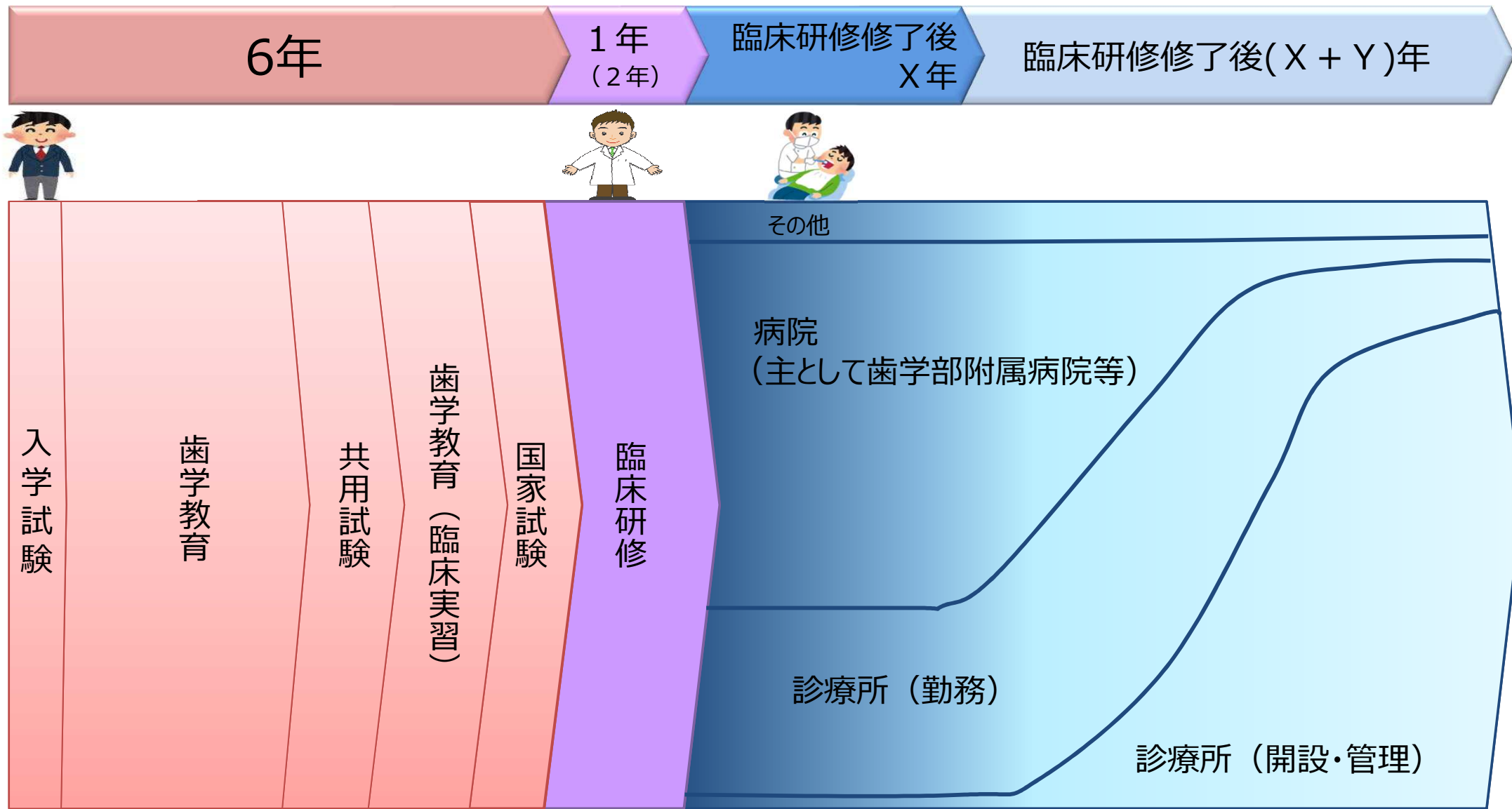
(出典：医師・歯科医師・薬剤師調査)

年齢階級別の男女別歯科医師割合の推移

59歳以下の年齢階級において女性歯科医師の割合が増加しており、**30歳代の増加率が顕著**。



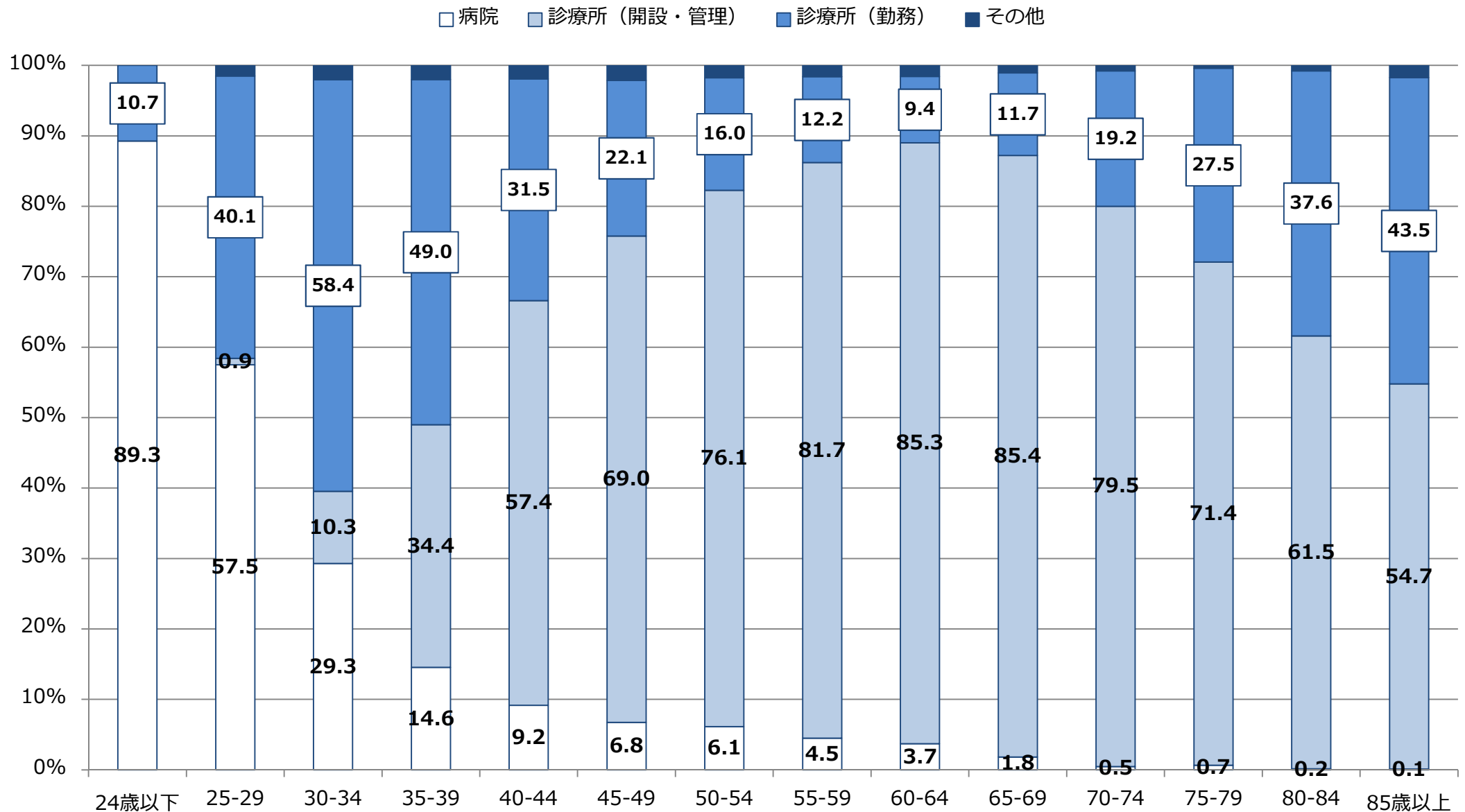
歯科医師のキャリアパスについて（イメージ図）



注) H24医師・歯科医師・薬剤師調査結果を基にイメージ図を作成したものであり、必ずしも正確な数値を示したものではありません

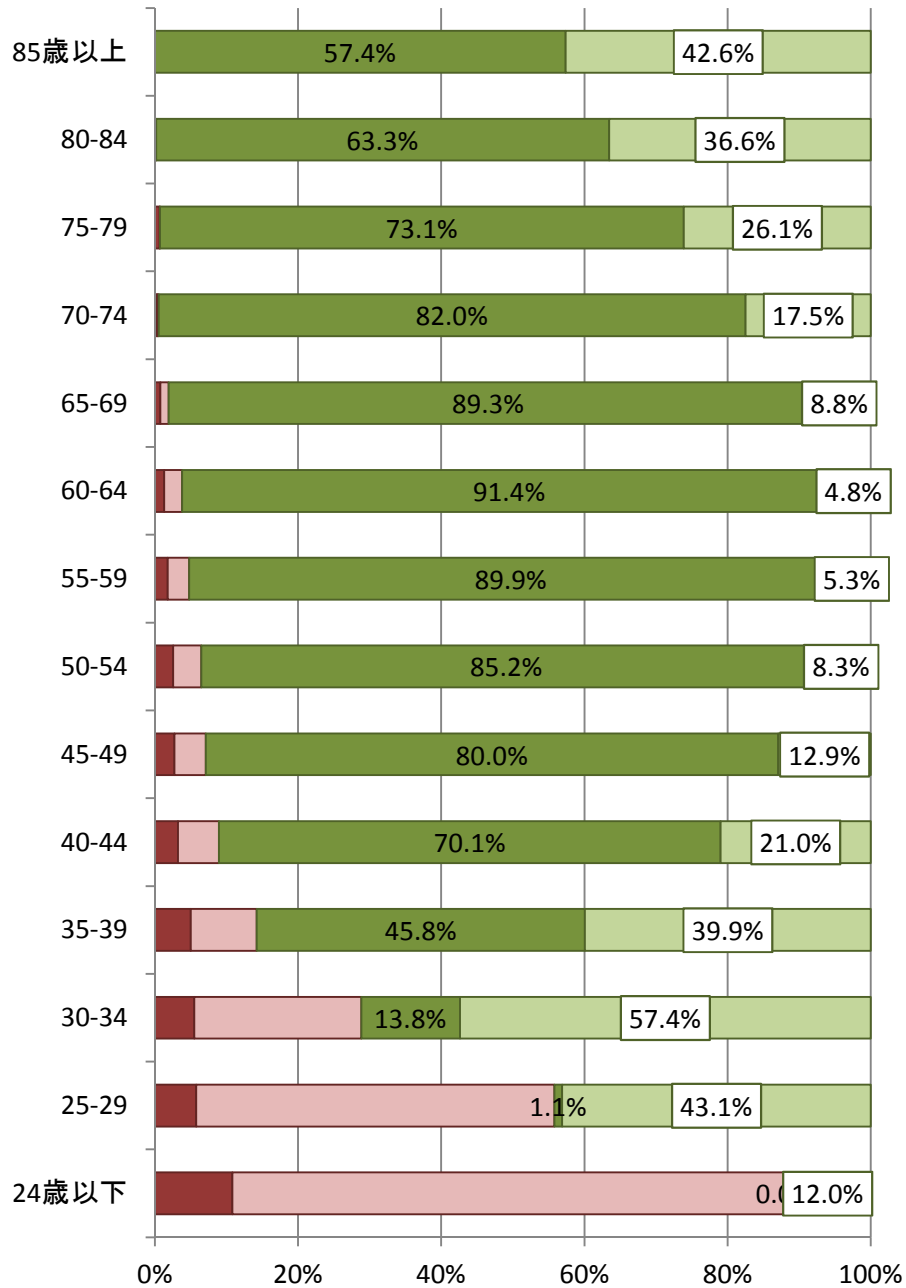
主として従事している歯科医師の就業場所（年齢階級別）

年齢が高くなるにつれて**65～69歳までの年齢階級まで相対的に診療所（開設・管理）の割合が多くなっている。**

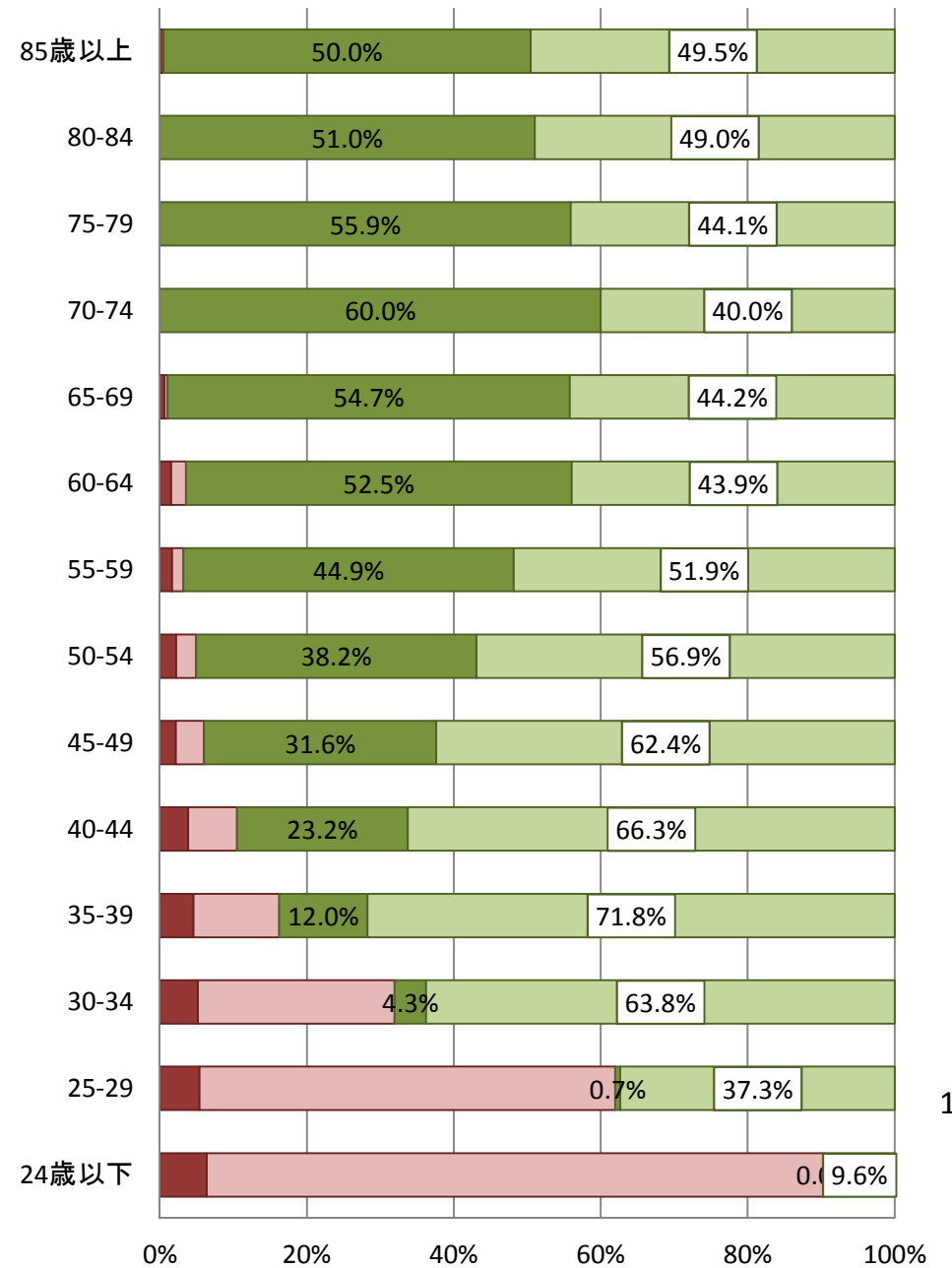


勤務先別の歯科医師の割合（男女別）

<男性>



<女性>

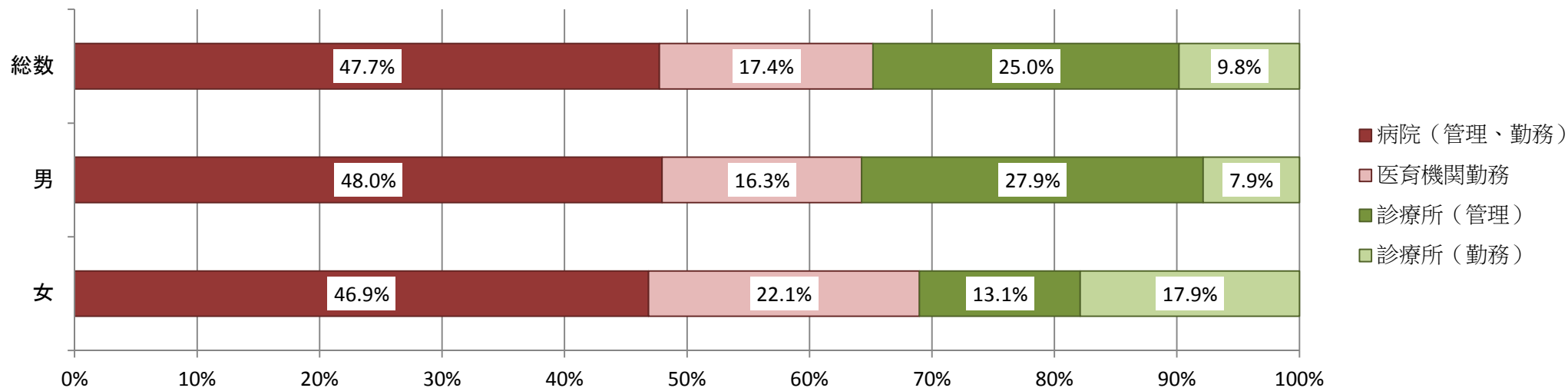


（出典：平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査）

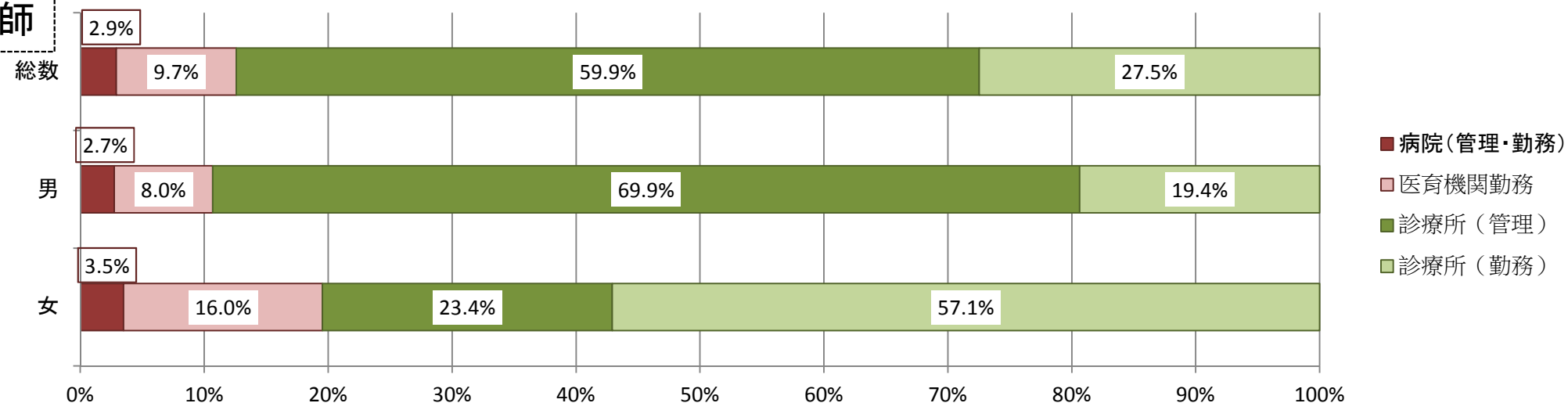
勤務先別の歯科医師の割合

- ◎ 歯科医師の勤務先は診療所の開設者が約6割程度を占めており、医師と比較して多い。
- ◎ **男性の歯科医師は診療所の開設者が最も多く、女性の歯科医師は診療所の勤務者が最も多い。**

医師



歯科医師



(出典：平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査)

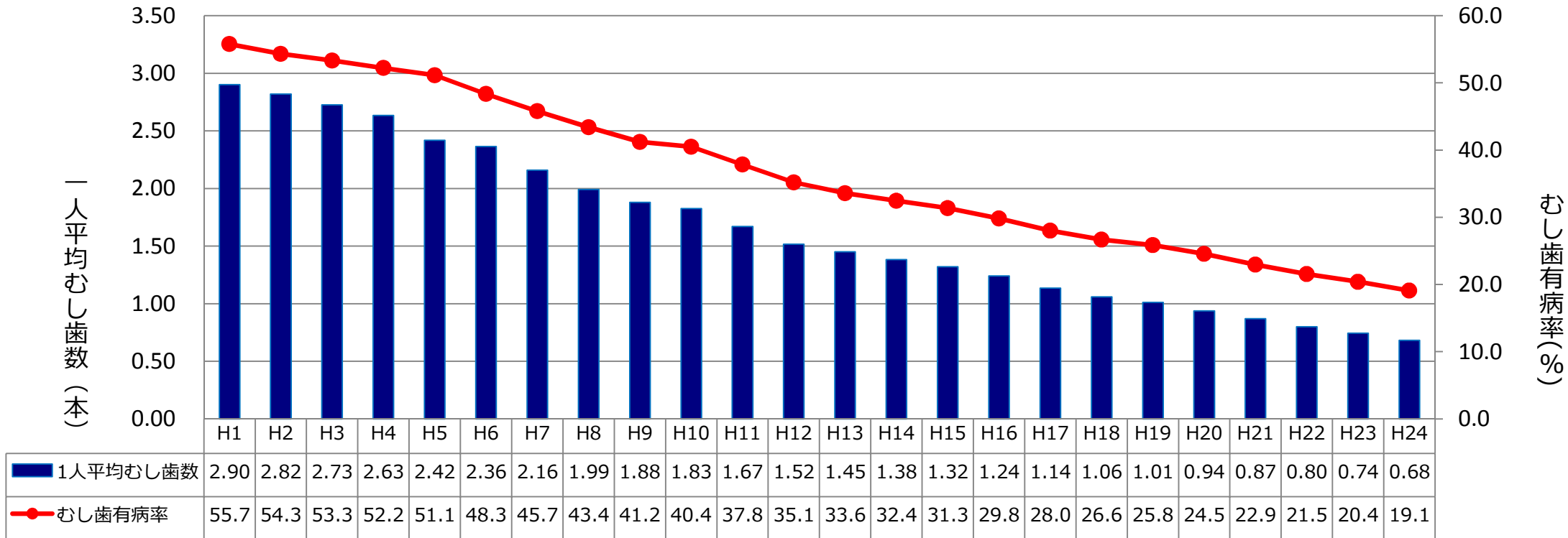
余 白

歯科医療の需要について

小児のむし歯数の状況等

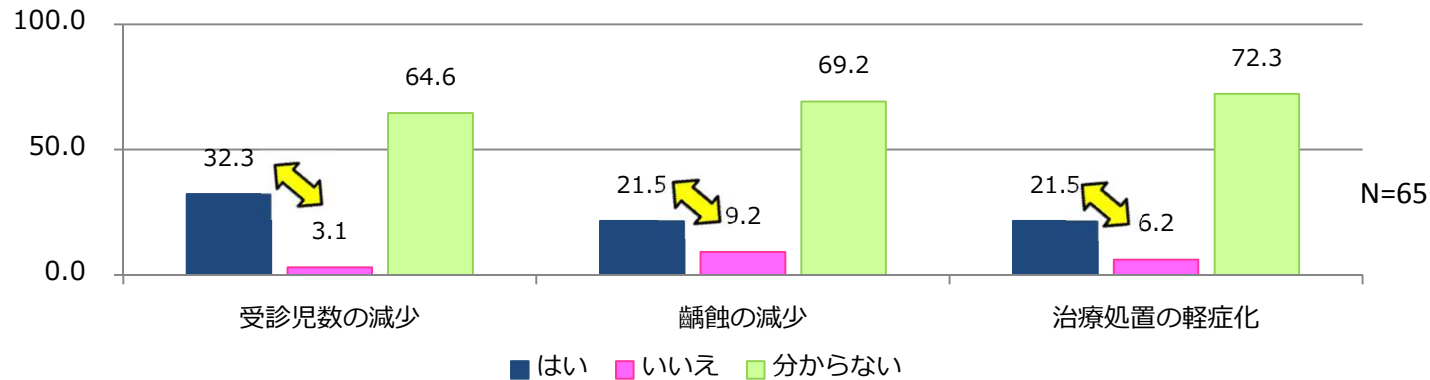
・3歳児の1人平均むし歯数は、2.90本（H1）→**0.68本（H24）**と年々減少しており、さらにむし歯有病者率も、55.76%（H1）→**19.08%（H24）**と減少している。

3歳児の一人平均むし歯数



前年と比較して（保険請求）点数が変化なしまたは減少した要因

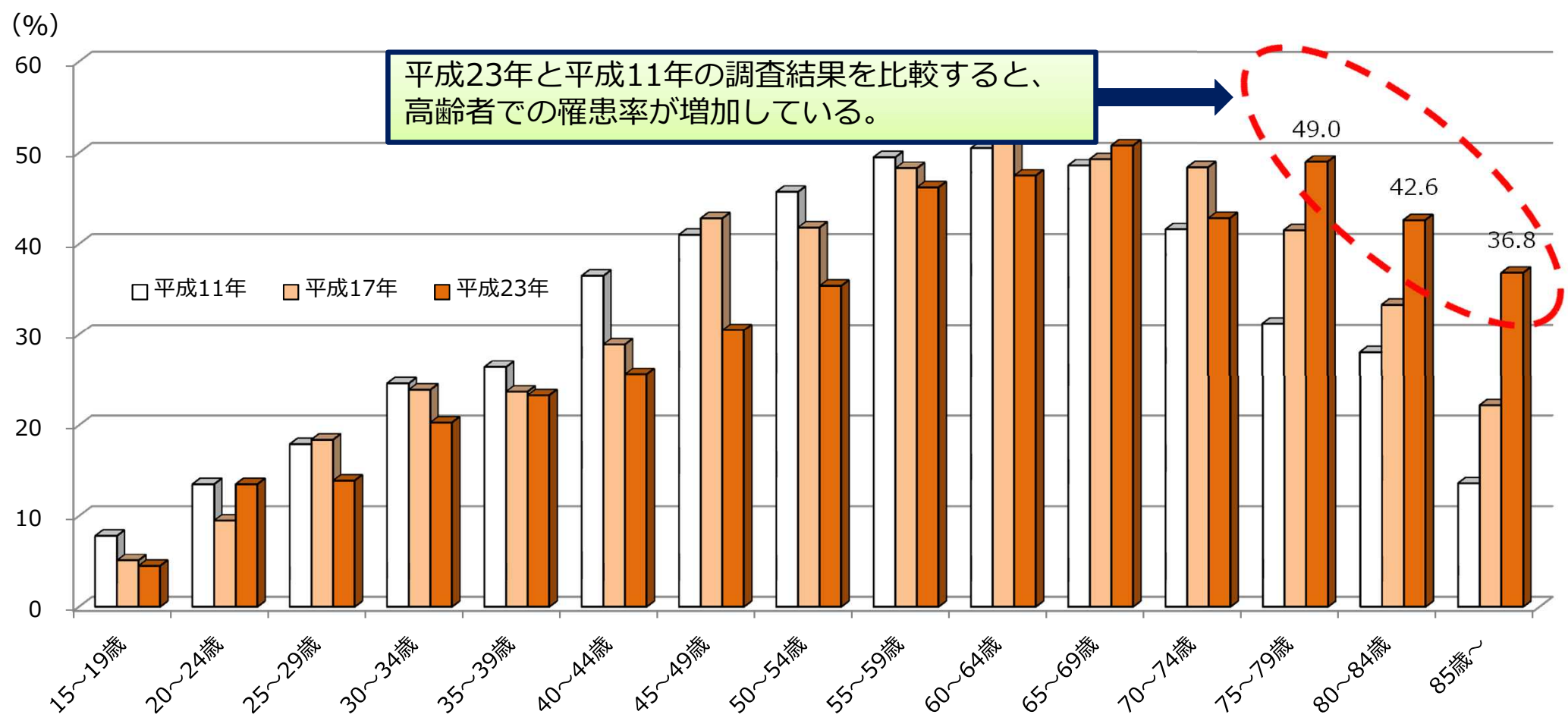
（母子保健課・歯科保健課調べ）



（H24小児歯科学会調べ）

歯周病の罹患率 (4mm以上の歯周ポケットを有する者の割合)

- ・ 歯周病は、歯と歯肉の間の溝（歯肉溝）の深さにより診断されるが、4mm以上の深さが病的な歯肉溝（歯周ポケット）の目安となる。
- ・ 平成23年度の調査では、**高齢者の歯周病の罹患率が増加**しているが、歯が多く残っている高齢者の増加によるもの。



(出典：中医協資料を改編)5

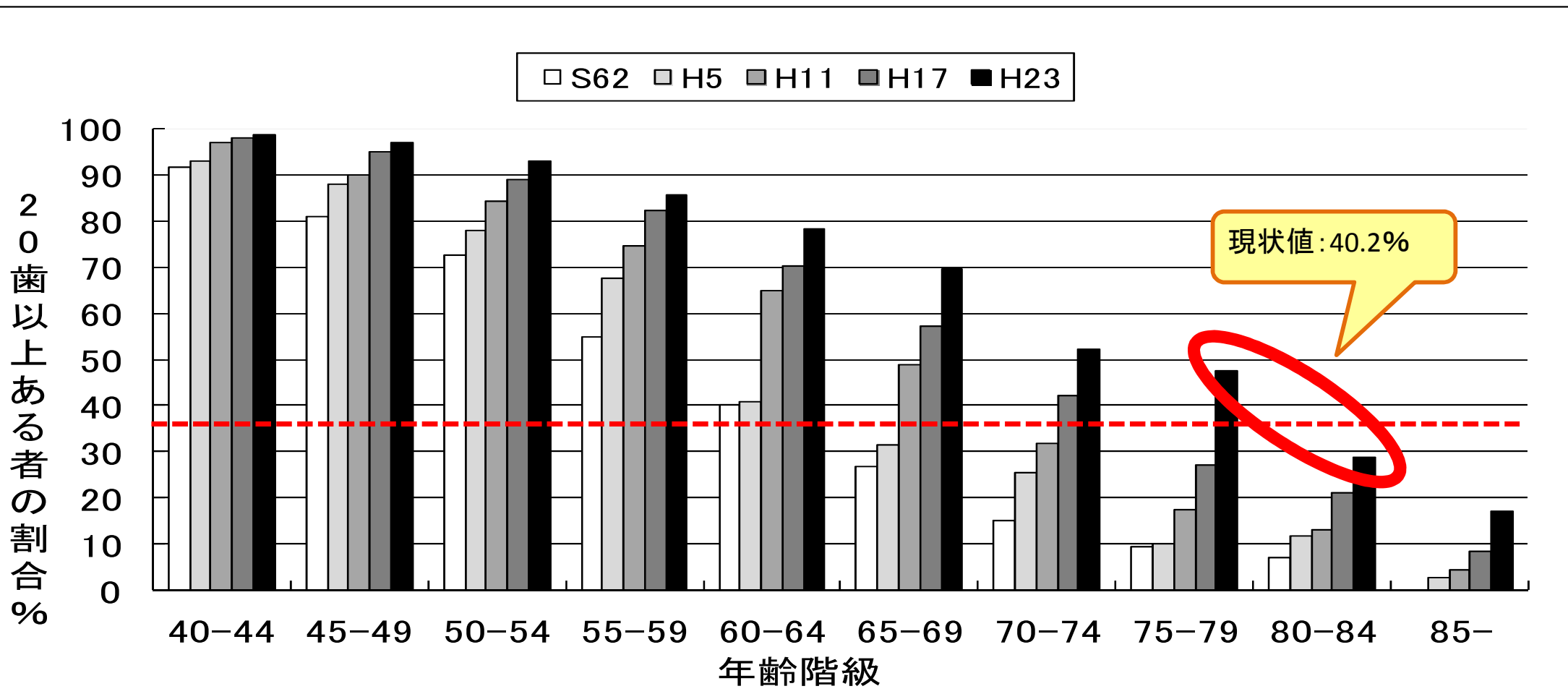
【8020運動の主な経緯】

平成元年：8020（ハチマル・ニイマル）運動が提唱される。

平成12年：都道府県を実施主体とした「8020運動推進特別事業」が開始される。

平成17年：「平成17年歯科疾患実態調査」実施。調査開始以来、8020達成者が初めて20%を超えた。

平成23年：「平成23年歯科疾患実態調査」実施。8020達成者が40.2%となる。



(出典：H23歯科疾患実態調査)

歯科口腔保健の推進に関する法律と基本的事項について

歯科口腔保健の推進に関する法律の概要（平成23年8月10日公布・施行）

目的（第1条関係）

- ・口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
 - ・国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効
- 国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」）の推進に関する施策を総合的に推進

基本理念（第2条関係）

- ① 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

責務（第3～6条関係）

- ①国及び地方公共団体、②歯科医師等、③国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④国民について、各々の責務を規定

国及び地方公共団体が講ずる施策（第7～11条関係）

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

実施体制

基本的事項の策定等（第12,13条関係）

財政上の措置等（第14条関係）

口腔保健支援センター（第15条関係）

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の概要（平成24年7月23日厚生労働大臣告示）

【趣旨】

・歯科口腔保健に関する施策について、総合的な実施のための方針、目標等を定めることを目的として本基本的事項を策定

【位置づけ等】

- ・健康日本21(第2次)等と調和を保ち策定
- ・平成29年度：中間評価
- ・平成34年度：最終評価

基本方針、目標等

- ①口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小
- ②歯科疾患の予防
- ③口腔機能の維持・向上
- ④定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
- ⑤歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

※②～⑤について、各々の目標・計画を達成すること等により①の実現を目指す。

都道府県、市町村の基本的事項策定

- ・都道府県及び市町村は、本基本的事項を勘案し、地域の実情に応じた基本的事項を定めるよう努める。

調査、研究に関する基本的事項

- ・調査の実施及び活用 ・研究の推進

その他の重要事項

- ・正しい知識の普及 ・人材確保、資質向上
- ・連携及び協力

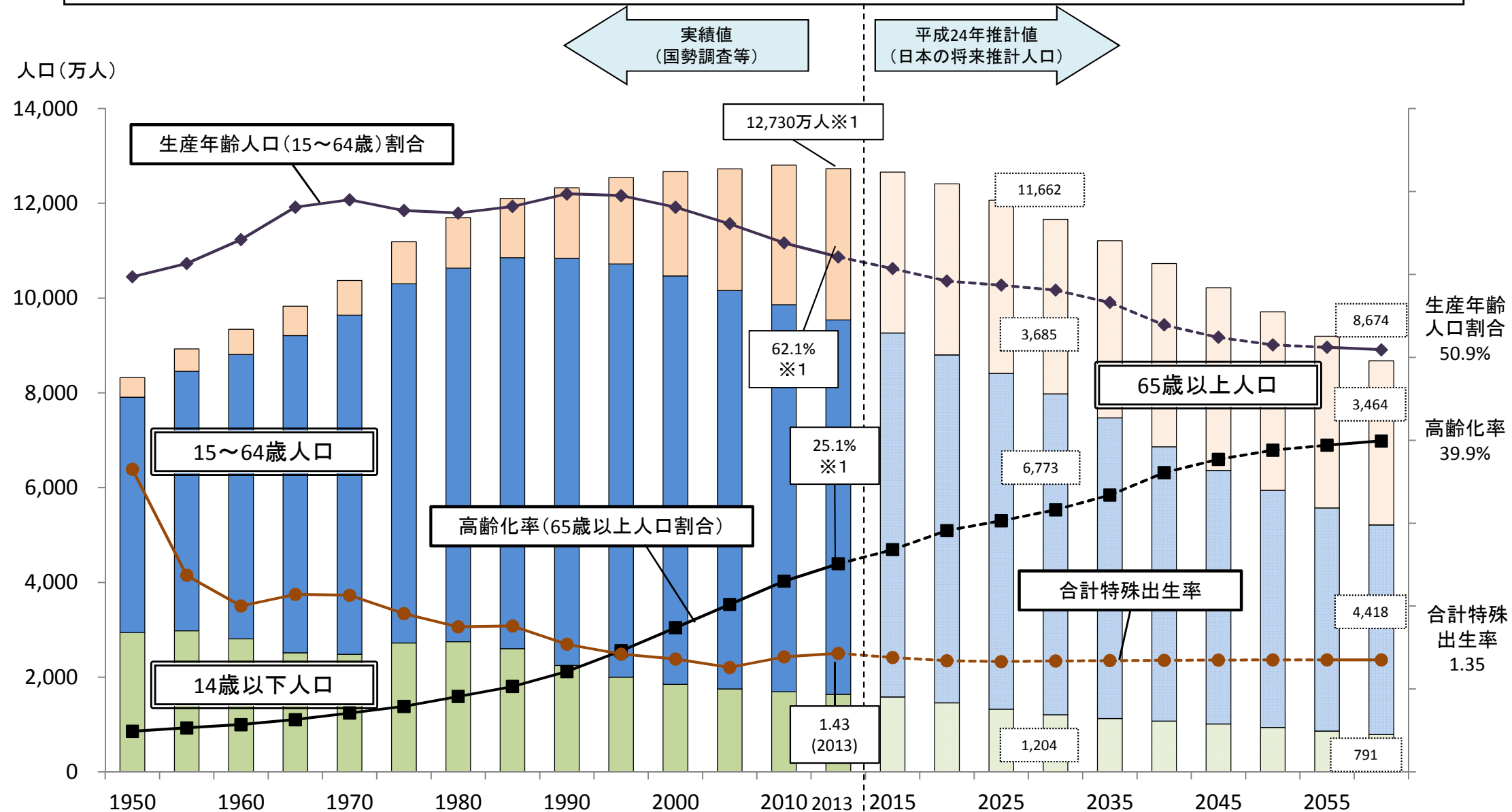
歯科口腔保健に関する施策の推進を通じて国民保健の向上に寄与

健康日本21（第二次） 「歯・口腔の健康」の目標（平成34年度）

項目	第二次目標設定時点	直近の値 (H26.5月時点)	目標
①口腔機能の維持・向上（60歳代における咀嚼良好者の割合の増加）	73.4% (平成21年)	86.7% (平成23年)	80% (平成34年度)
②歯の喪失防止			
ア 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0% (平成17年)	40.2% (平成23年)	50% (平成34年度)
イ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2% (平成17年)	65.8% (平成23年)	70% (平成34年度)
ウ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1% (平成17年)	72.1% (平成23年)	75% (平成34年度)
③歯周病を有する者の割合の減少			
ア 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7% (平成21年)	31.7% (平成21年)	25% (平成34年度)
イ 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3% (平成17年)	28% (平成23年)	25% (平成34年度)
ウ 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7% (平成17年)	51.6% (平成23年)	45% (平成34年度)
④乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加			
ア 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6都道府県 (平成21年)	12都道府県 (平成23年)	23都道府県 (平成34年度)
イ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	7都道府県 (平成23年)	11都道府県 (平成24年)	28都道府県 (平成34年度)
⑤過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1% (平成21年)	47.8% (平成24年)	65% (平成34年度)

日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。2060年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。

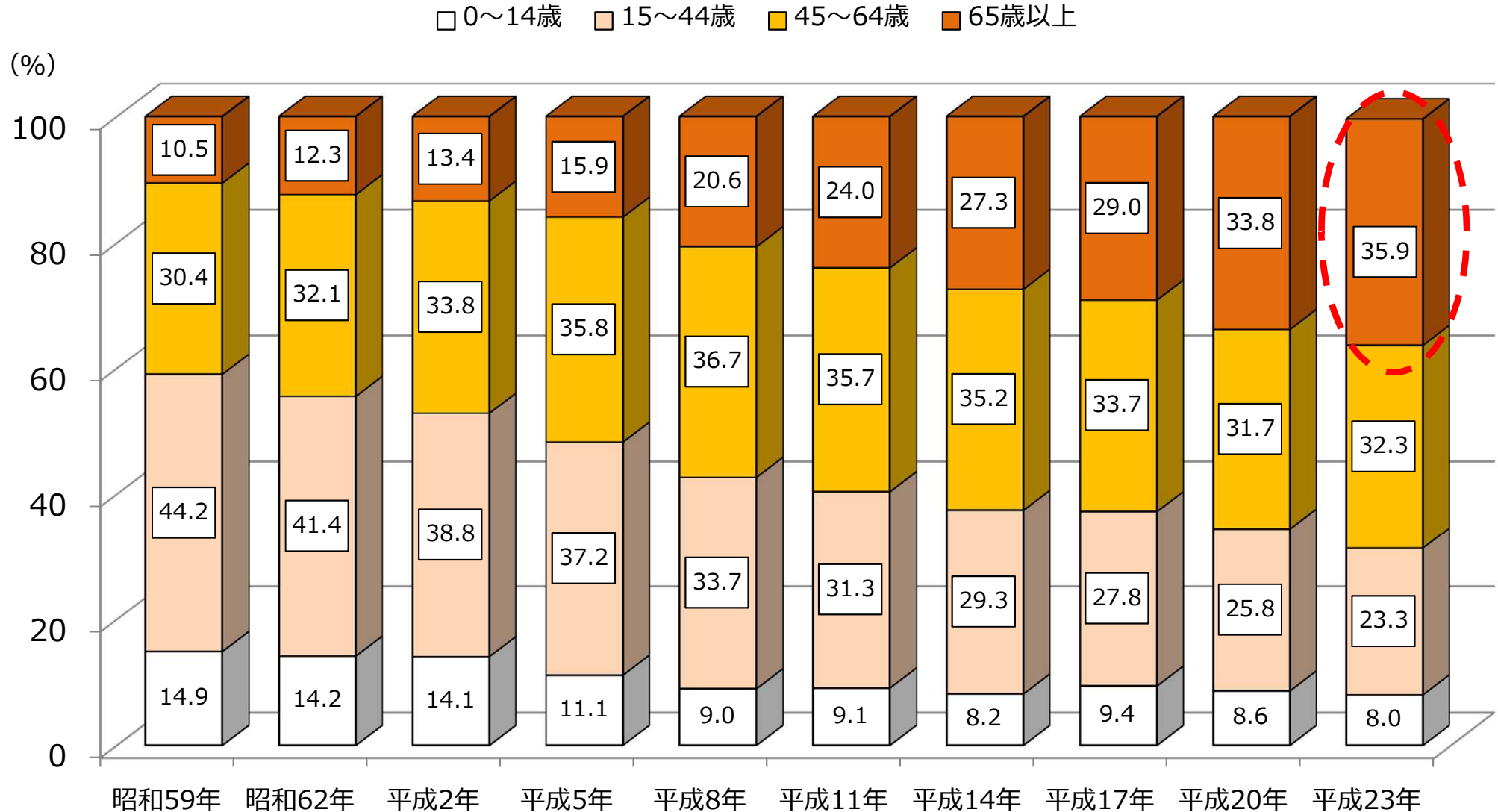


(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生労働省「人口動態統計」

※1 出典:平成25年度 総務省「人口推計」(2010年国勢調査においては、人口12,806万人、生産年齢人口割合63.8%、高齢化率23.0%)

歯科診療所を受診する推計患者の年次推移（年齢階級別割合）

高齢化の進展に伴い、高齢者の歯科受診患者は増加しており、**歯科診療所の受診患者の3人に1人以上が65歳以上**となっている。



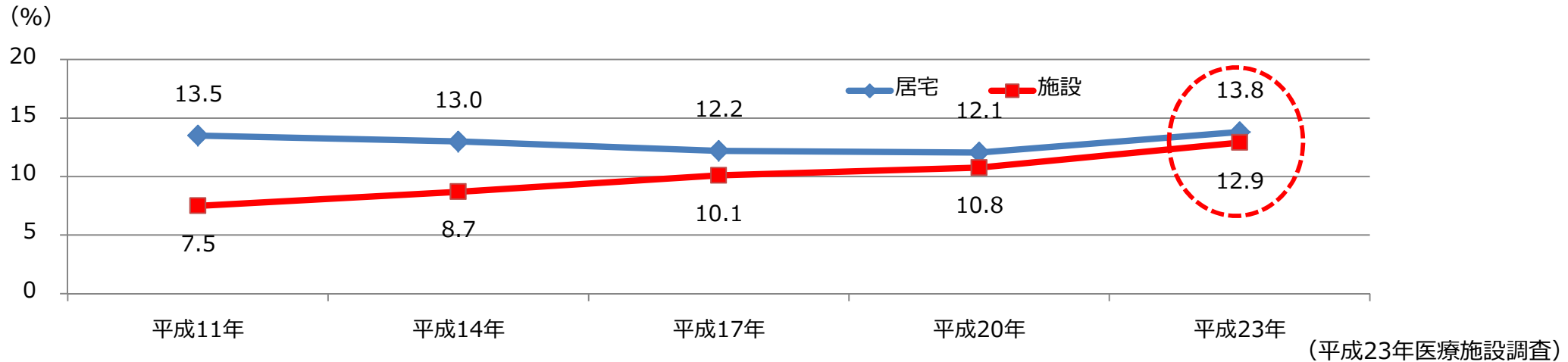
注) 患者調査のデータ（層化無作為抽出した歯科診療所（約1,300施設）において、平成23年10月18、19、21日の3日間のうち指定した1日を利用した患者から推計した年齢構成別の推計患者数）を割合にて算出

（出典：患者調査）

歯科訪問診療を実施している歯科診療所の割合（訪問先別）

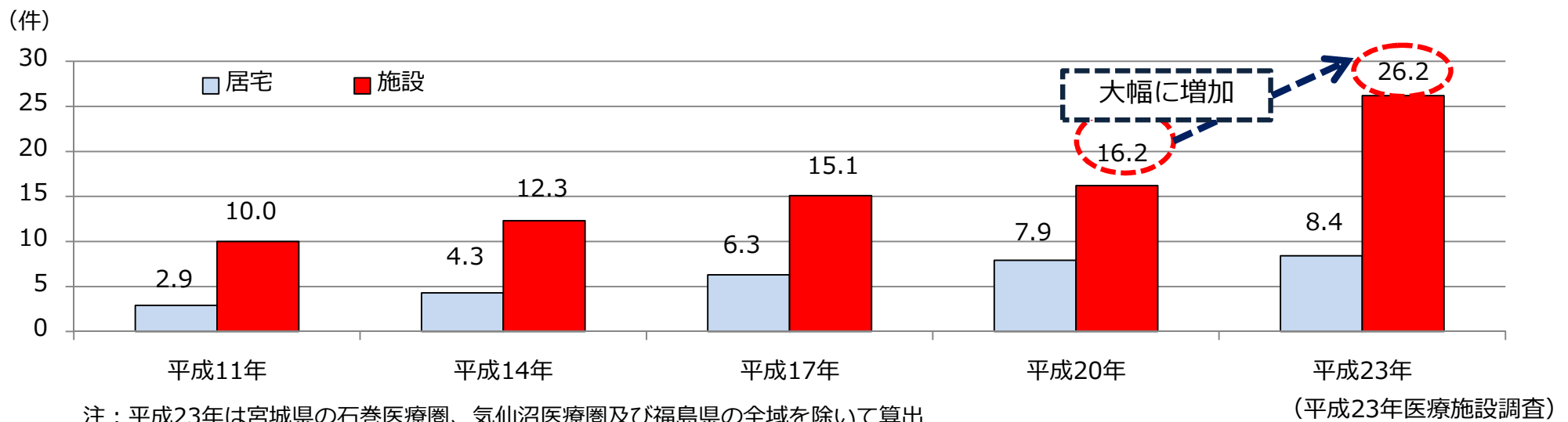
- 施設において歯科訪問診療を実施している歯科診療所は、調査を重ねるごとに増加している。
- 居宅において歯科訪問診療を実施している歯科診療所は、減少傾向にあったが、今回調査では増加している。

中医協 総 - 3
25.10.23



1 歯科診療所当たりの歯科訪問診療実施件数（毎年9月分）

- 1歯科診療所当たりの歯科訪問診療実施件数（9月分）は、調査を重ねるごとに増加しており、特に、施設での増加が顕著



● 近年の歯科保健医療を取り巻く状況の変化

- ・高齢化の進展等の人口構造の変化
- ・う蝕の減少等の疾病構造の変化
- ・ITの普及等による患者意識の変化
- ・歯科治療技術の向上

1980年



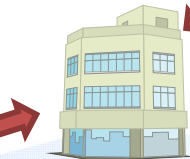
口腔内症状の発現に伴い歯科診療所を受診

歯科診療所
(歯学部附属病院等と適宜連携)

【患者の特性とその対応】

う蝕等の歯科疾患に対する、う蝕処置、拔牙、補綴治療などの歯の形態回復を目的としつつ、歯科医療機関完結型の歯科医療の提供が主体

2010年



歯科診療所
(歯学部附属病院等と適宜連携)

連携



医科医療機関



介護保険施設

【患者の特性とその対応】

う蝕が減少する一方で、高齢化の進展や疾病構造の変化等に伴い、患者の病態像に応じた歯科医療ニーズが高まってきた。

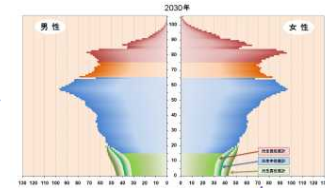
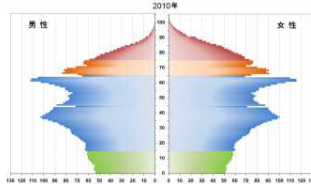
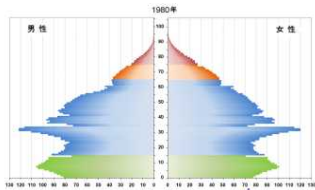
- 8020達成者の推移
S62:8.5%→**H40.2%**
- 12歳児DMF歯数
H6:4.0本→**H25:1.05**

2025年 (イメージ)



【患者の特性とその対応】

今後、より一層の高齢化が進展する中で、住民のニーズに応えるために、医科医療機関や地域包括支援センター等との連携を含めた地域完結型医療の中での歯科医療の提供体制の構築が予想される。



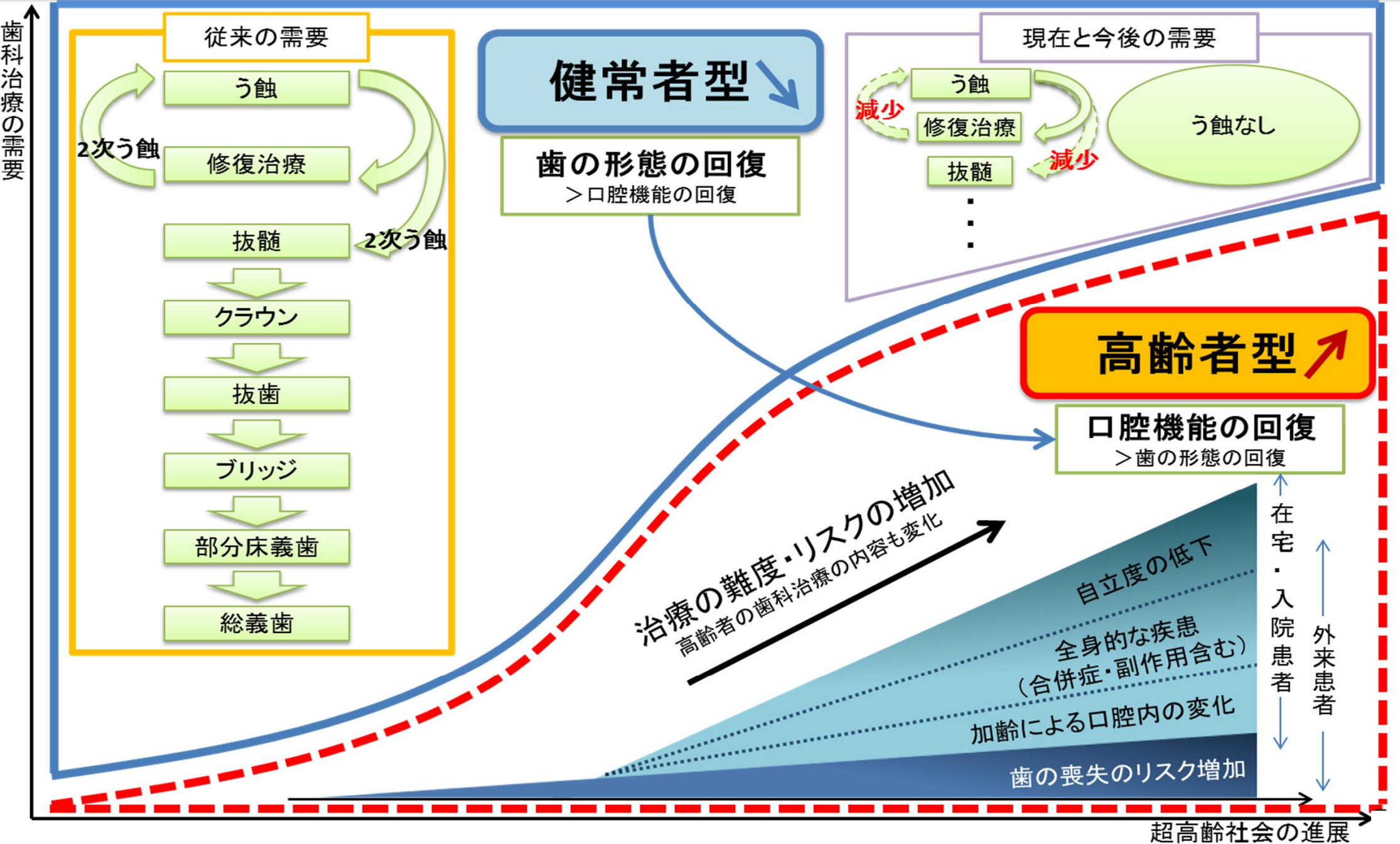
人口ピラミッドの変化 (1980、2010、2030)

出典：国立社会保障・人口問題研究所ホームページ (<http://www.ipss.go.jp/>)

- 1980年代までは、う蝕処置や補綴治療など、歯の形態回復を主体とした医療機関完結型の歯科医療の提供が中心であった。
- しかし近年の歯科保健医療を取り巻く状況の変化に伴い、各ライフステージや身体状況に応じた歯科保健医療サービスを提供できる体制への転換が図られるようになり、これからは地域完結型の歯科医療提供体制の構築が重要である。

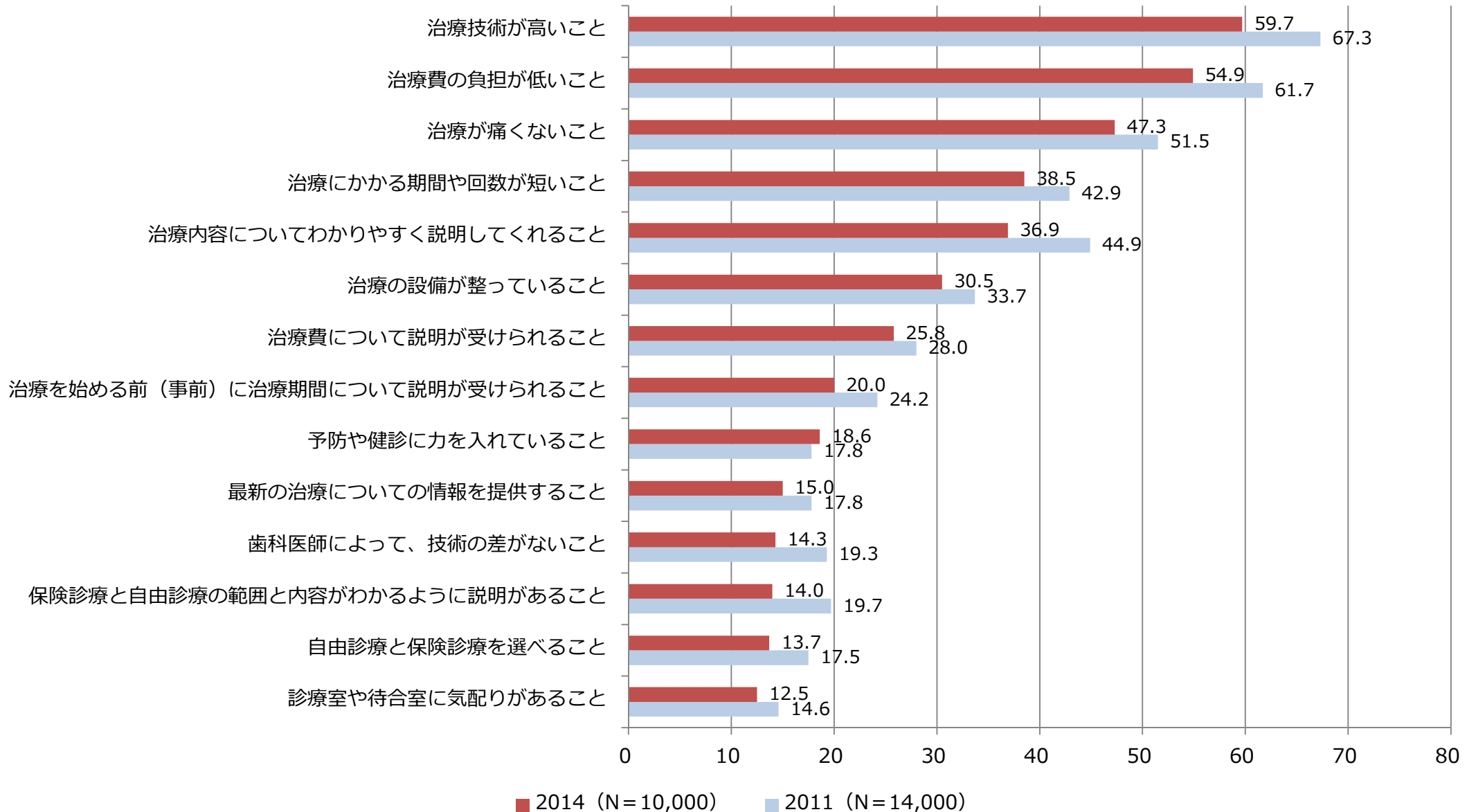
歯科治療の需要の将来予想(イメージ)

中医協資料より



歯科医師に求められていること

国民が歯科医師に求めていることとして、**治療技術や治療費に関する回答が多い。**



医療の安全の確保（医療法）

病院等の管理者の責務（医療法 第6条の10）

病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための**指針の策定**、**従業者に対する研修の実施**その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

管理者が確保すべき安全管理の体制（医療法 施行規則第1条の11）

病院等の管理者は、法第六条の十の規定に基づき、次に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない（ただし、第二号については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。）。

- 一 医療に係る安全管理のための**指針**を整備すること。
 - 二 医療に係る安全管理のための**委員会**を開催すること。
 - 三 医療に係る安全管理のための**職員研修**を実施すること。
 - 四 医療機関内における**事故報告等**の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。
- 2 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 院内感染対策のための体制の確保に係る措置として次に掲げるもの（ただし、口については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。）
 - イ 院内感染対策のための**指針**の策定
 - ロ 院内感染対策のための**委員会**の開催
 - ハ 従業者に対する院内感染対策のための**研修**の実施
 - ニ 当該病院等における**感染症の発生状況の報告**その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の実施
 - 二 医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として次に掲げるもの
 - イ 医薬品の使用に係る安全な管理（以下この条において「安全使用」という。）のための**責任者の配置**
 - ロ 従業者に対する医薬品の安全使用のための**研修の実施**
 - ハ 医薬品の安全使用のための業務に関する**手順書の作成**及び当該**手順書に基づく業務**の実施
 - ニ 医薬品の安全使用のために必要となる**情報の収集**その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施
 - 三 機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として次に掲げるもの
 - イ 医療機器の安全使用のための**責任者の配置**
 - ロ 従業者に対する医療機器の安全使用のための**研修の実施**
 - ハ 医療機器の**保守点検に関する計画**の策定及び**保守点検の適切な実施**
 - ニ 医療機器の安全使用のために必要となる**情報の収集**その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施

余 白

歯科医療の専門性にかかる情報について

歯科治療の例 1

歯科の治療体系は治療内容によって細分化されている。

う蝕の治療をしている例 (**保存治療**)



う蝕歯即時充填形成や充填 (日本接着歯学会HPより)

図は、う蝕を除去し、歯科用複合レジン充填材料で治療を行っている様子。

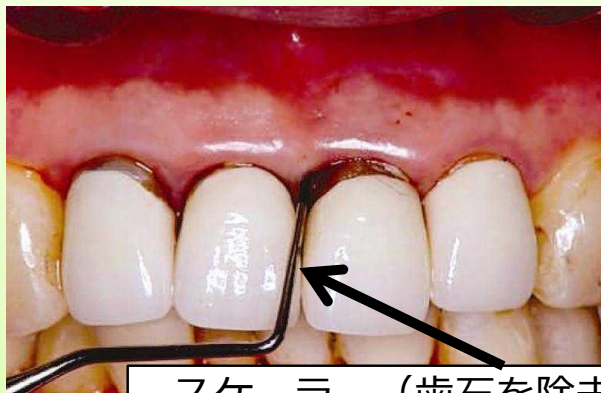
歯の神経の治療をしている例 (**歯内治療**)



根管充填

図は、根管治療の1つの過程で、細菌に感染した根管内（いわゆる歯の神経のある部分）の歯質を除去した後、歯科用の材料で根管内を充填している様子。

歯周疾患の治療をしている例 (**歯周治療**)

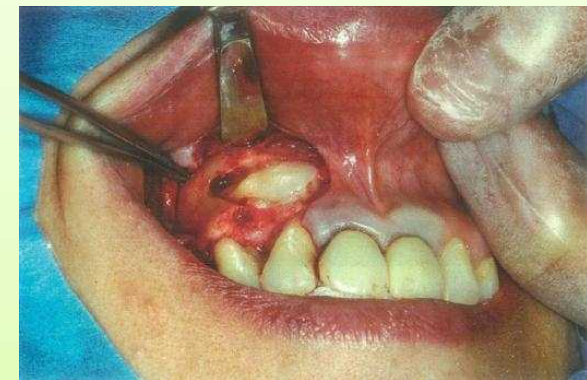


スケラー（歯石を除去する器具）

歯周基本治療

歯肉縁下の歯石を除去している様子。

抜歯をしている例 (**口腔外科治療**)



抜歯手術

上顎の骨内に埋伏している歯を、歯肉を剥離した上で骨を削り抜歯を行っている様子。

歯科治療の例 2

近年は、高齢者や障がい者等の増加に伴い、特殊な症例に対する歯科医療も徐々に定着しつつある。

訪問歯科診療の例



在宅で歯科治療を行っている様子。

(日本歯科大学菊谷先生提供)

障害者歯科治療の例



障害者への歯科治療を行っている様子。

(平成22年度社会保険指導者研修会講演資料
「地域で診る障害者歯科」(緒方克也氏)

余 白

広告可能な診療科等（医療法）

医療等にかかる広告の制限（医療法第6条の6第1項）

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一 略

二 診療科名

三から六まで（略）

七 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であって医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして、厚生労働大臣が定めるもの

八から十三まで（略）

広告することができる診療科名（医療法施行令第3条の2）

一 略

二 歯科医業については、次に掲げるとおりとする。

イ **歯科**

ロ 歯科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（歯科医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）

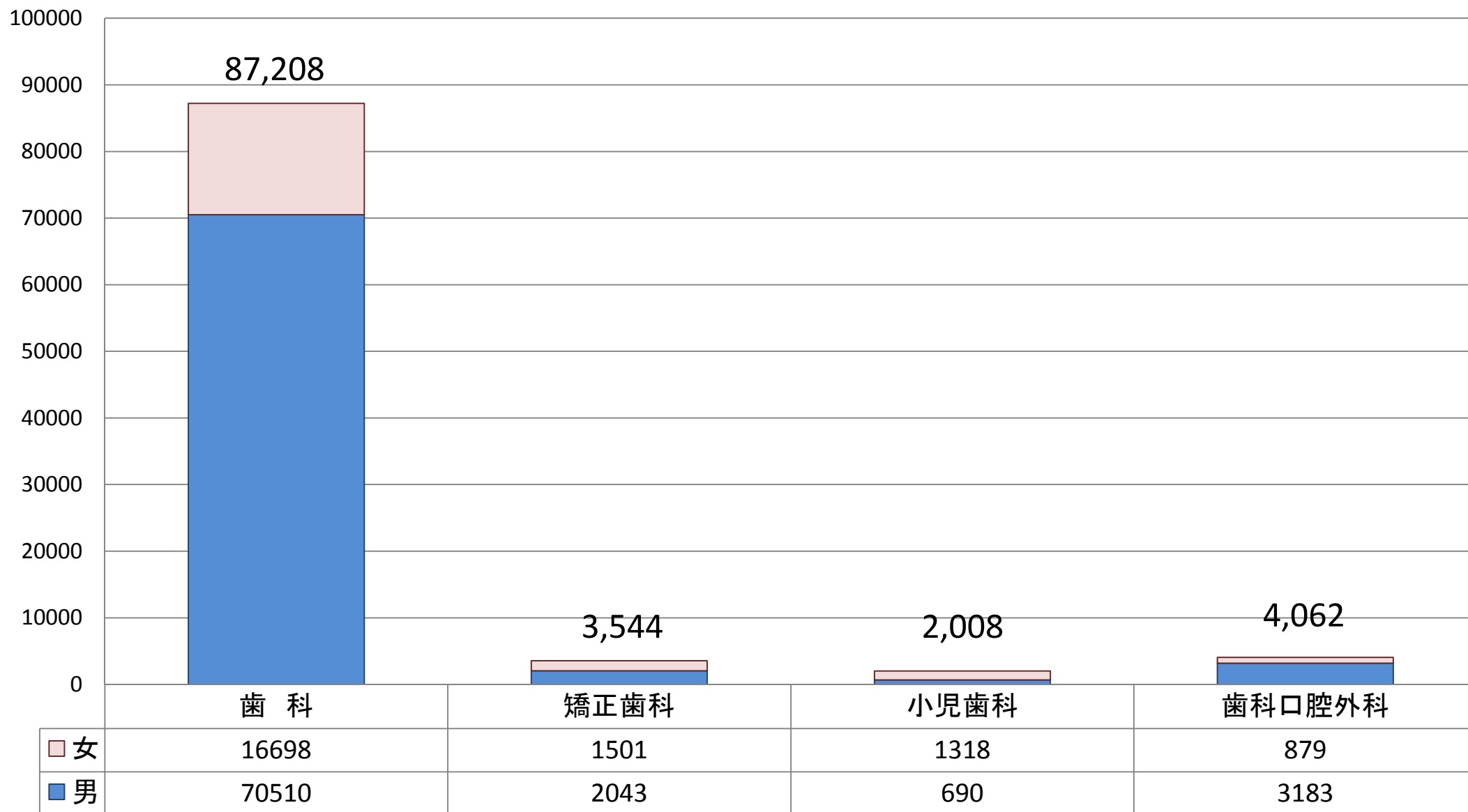
(1) **小児**又は患者の年齢を示す名称であって、これに類するものとして厚生労働省令で定めるもの

(2) **矯正**若しくは**口腔外科**又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

歯科医業に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法（医療法第1条の9）

第一条の九の二第一項の規定は、令第三条の二第一項第二号ロの規定により歯科と同号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせる場合について準用する。

主な診療科別の歯科医師数（男女別）



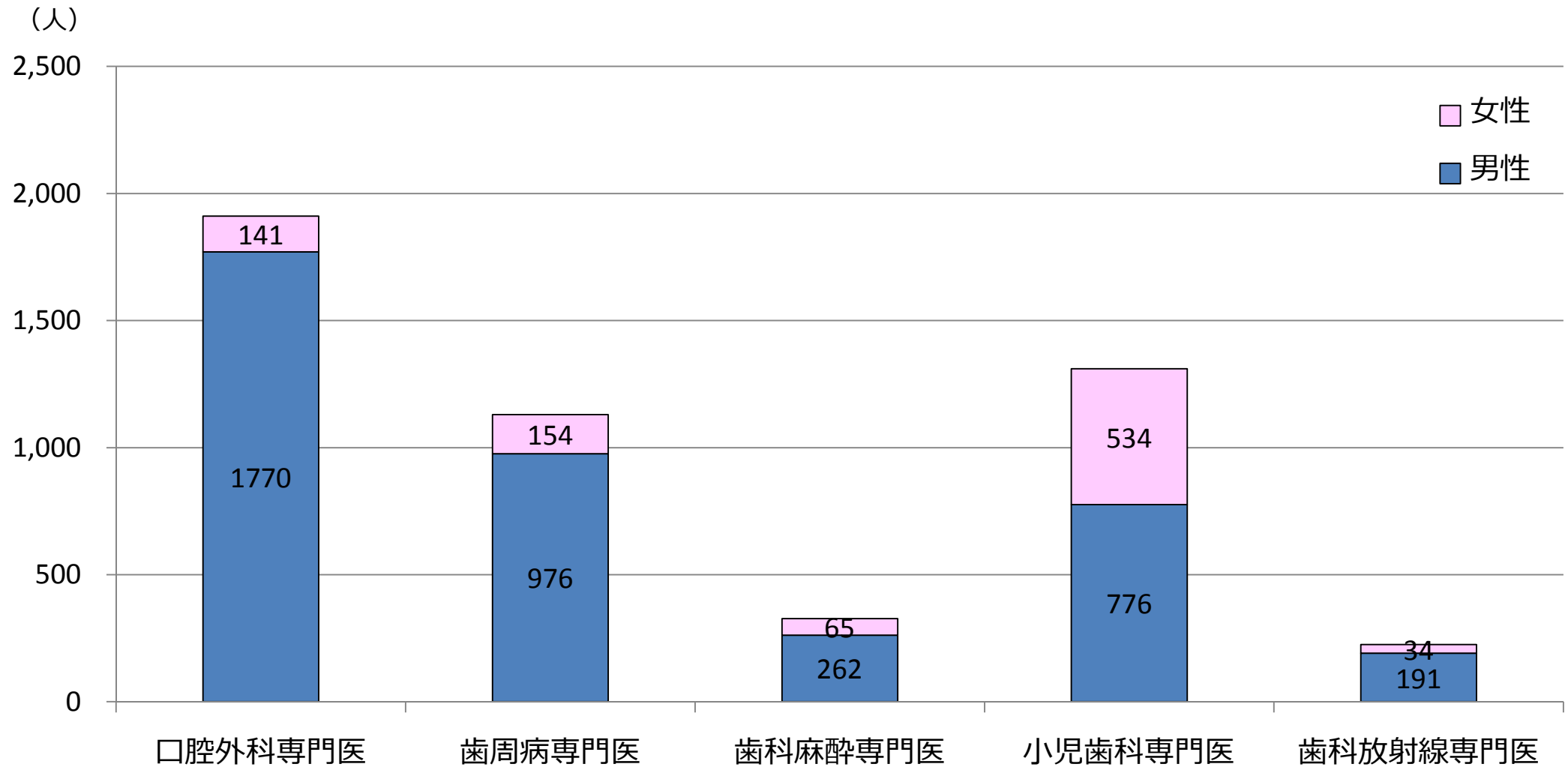
平成24年度医師歯科医師薬剤師調査

広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について（歯科）

【歯科医師の専門性資格】

団体名	資格名	届出受理年月日
日本口腔外科学会	口腔外科専門医	平成15年11月19日
日本歯周病学会	歯周病専門医	平成16年10月5日
日本歯科麻酔学会	歯科麻酔専門医	平成18年3月24日
日本小児歯科学会	小児歯科専門医	平成18年3月24日
日本歯科放射線学会	歯科放射線専門医	平成22年3月17日

広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について（歯科）



(注) 上記は医療法に定める広告が可能な医師等の専門性に関する資格名であり、上記とは別に学会独自に専門医制度を設立している。

(参考) 日本歯科医学会に所属する専門分科会数は21、認定分科会数は21であり、大部分が学会独自に専門医制度を設立しているが、これ以外にも様々な専門医が存在。

広告が可能な医師等の専門性について

基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨は広告可能

①専門性資格(医療広告ガイドライン)

- ・ 法律により厚生労働大臣の免許を受けた医療従事者が対象範囲
- ・ 当該医療機関に常時従事する医師等の医療従事者だけではなく、非常勤の医療従事者についても常勤と誤認を与えないよう、その旨を明記すれば、専門性資格を広告可能
- ・ 実際の広告の形態

(例)・医師○○○○(○○学会認定○○専門医)

・薬剤師○○○○(○○学会認定○○専門薬剤師)

※ 「厚生労働省認定○○専門医」等は虚偽広告 → 資格認定は学術団体が実施

②専門性資格を認定する団体の基準(平成19年厚生労働省告示第108号)

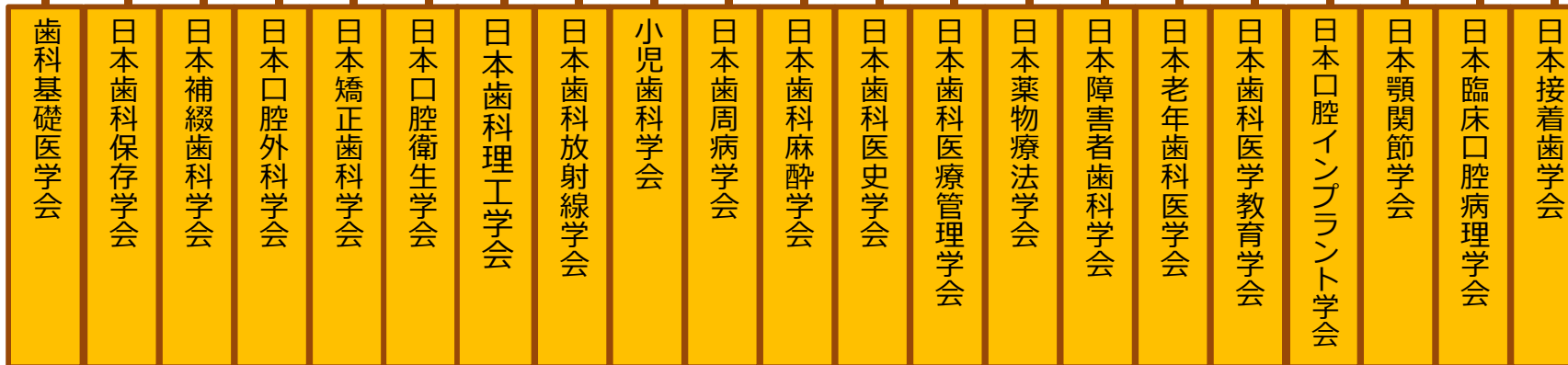
- 一 学術団体として法人格を有していること
- 二 会員数が1000人以上であること、かつ、その8割以上が当該認定に係る医療従事者であること
- 三 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること
- 四 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること
- 五 認定に係る医療従事者の専門性に関する資格(以下「資格」という。)の取得条件を公表していること
- 六 資格の認定に際して、医師、歯科医師、薬剤師においては5年以上、看護師その他の医療従事者においては3年以上の研修の受講を条件としていること
- 七 資格の認定に際して適正な試験を実施していること
- 八 資格を定期的に更新する制度を設けていること
- 九 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること

③届出の受理の際、広告告示に定める基準の審査に当たっては、専門医等の資格の客観性を担保するため、医学医術に関する団体を始めとする当該医療従事者の専門性に関する職種に関する学術団体等から、意見を聴取する

日本歯科医学学会に所属する専門分科会及び認定分科会

日本歯科医学学会専門分科会

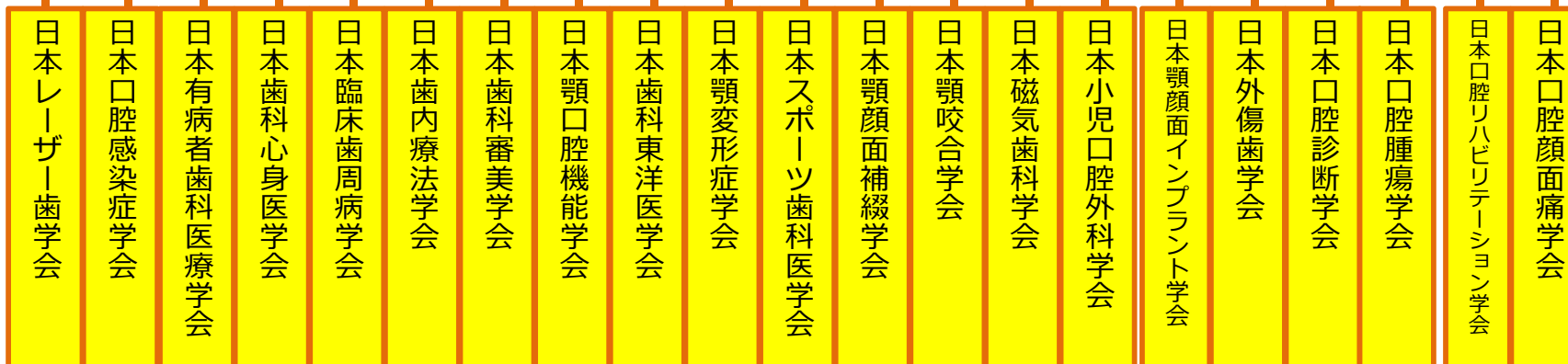
- ・ 歯科医学の発展に寄与する独自の研究分野、複数の領域にまたがる複合的な研究分野および社会的要請の強い研究分野などを含む代表的な専門学会
- ・ 会員構成500名以上
- ・ 原著論文等が、原則として年20編以上掲載（ほか）



計21学会

日本歯科医学学会認定分科会

- ・ 歯科医学の発展に寄与する独自の研究分野、複数の領域にまたがる複合的な研究分野および社会的要請の強い研究分野などを含む専門学会
- ・ 会員構成300名以上
- ・ 原著論文等が、原則として年5編以上掲載（ほか）



計21学会